

沼津市立大岡中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和8年10月

0 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」いじめ防止対策推進法第二条より

1 いじめの防止等のための対策に関わる基本的な方針

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は速やかに解決するために、学校全体で組織的に対応していくための対策を行う。

2 校内組織

- (1) 校長・教頭・主幹教諭・学年主任・生徒指導主事・養護教諭・SC
- (2) 学期1回、年3回、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- (3) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合には、「いじめ対策委員会」を開き、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。（「いじめ対策委員会」はいじめの相談・通報窓口である。）

3 具体的方策

（別紙）

4 関係機関との連携

- (1) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察等と連携して対処する。
- (2) いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会へ報告し、学校が主体となり、関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。

5 保護者への対応

- (1) いじめ防止および早期発見のための学校との連携について、家庭訪問や懇談会、お便り等を活用して理解を得るため、保護者と協力し、連絡及び情報交換を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめの事案にかかる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。また、被害生徒と保護者に対する支援や、加害生徒と保護者に対する指導・支援を行い、事実確認により判明した情報を適切に提供する。

6 留意点

いじめの対応の際は、「いじめは決して許されない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って取り組むようにする。また、いじめの問題をひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織として取り組む。

学校評価アンケートにおいて、『困ったときに相談できる先生がいる』と回答する生徒、保護者の割合を90%以上とする。

◇未然防止に関すること【常態的先行的（プロアクティブ）指導】

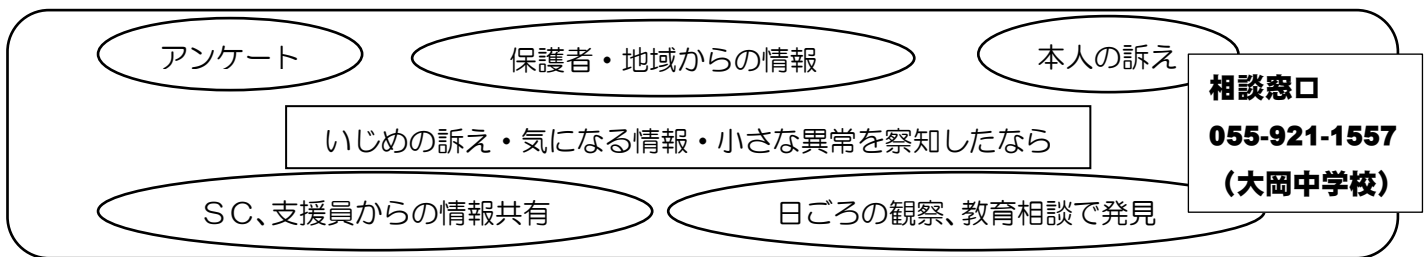
学 級 ・ 学 年	学 校
<p style="text-align: center;">◎人権尊重の理念 『自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること』</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;"> <p>『自力』～自ら考え、判断し、行動する～</p> <p>感情をコントロールする</p> <p>↓</p> <p>自己理解・他者理解・利他行為</p> <p>↓</p> <p>自己指導能力</p> <p>↓</p> <p>違いを理解し、他者を尊重する</p> <p>↑</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>◇教育活動全体を通して、道徳教育／人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。</p> <p>◇年度初めの職員研修において、いじめやその対応に関する理解促進を図る。</p> <p>◇情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深める。</p> <p>◇生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、からかい・ひやかし・嘲笑い等がない集団づくりを進める。</p> </div>	
家 庭	
<p>◇スマートフォン、パソコンの危険性を伝え、ルールを子どもと話し合って決める。</p> <p>◇人を傷つけることの重大さを子どもに伝え、教える。</p>	

◇早期発見に関すること【即応的継続的（リアクティブ）指導】

学 級 ・ 学 年 ・ 学 校
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>◇学校と家庭との連携強化を依頼する。</p> <p>◇いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。</p> <p>◇新人間関係づくりプログラムを活用し、生徒の実態把握に努める。</p> <p>◇毎日の学校生活の中で、担任との交流を図り、日常の何気ない表現の中から、生徒の心の動きを把握する。</p> <p>◇生徒が集団から離れて一人で行動しているときは声をかけて話を聞く。</p> <p>◇上履き、学用品、掲示板等にいたずらがあったら直ぐに対応し原因を明らかにする。</p> <p>◇SC等による相談窓口を周知し、生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>家 庭</p> <p>◇理由のはっきりしない衣服の汚れや破れ、すり傷やあざなどがないか観察する。</p> <p>◇持ち物や勉強道具などがなくなったり、落書きをされたりしていないか観察する。</p> <p>◇解決できそうもない悩みは親に相談できるような雰囲気や普段からつくっておく。</p> </div>

◇早期対応に関すること

いじめの発見・通報を受けた場合には、すみやかに事実の有無の確認を行い、組織的に対応し被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、毅然とした態度で指導していく。これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、以下の図を参考にし、事案に応じた対応を行う。



些細なことも軽視せず

ただちに、教頭、生徒指導主事・学年主任へ報告

事実の確認

- ・複数教員で対応
- ・個別に話を聞く
- ・共感的に聴く
- ・きめつけをしない

いじめ対策委員会

- ・状況把握
- ・迅速な対応
- ・指導体制の確立、指導方針の共通理解

〈いじめられた生徒〉

- 事実関係の把握と記録
- 守り抜く決意の伝達
- 安全の確保
- 辛さに寄り添う

〈保護者〉

- 直接会って報告
- 指導方針への理解を得る
- 信頼関係の構築
- 解決に向けた支援

〈いじめた生徒・保護者〉

- 再発をさせないための指導と、成長支援。

〈他の生徒〉

- 「いじめを見つけたら、自分だけで解決しようとせず、大人に伝えることが『仲間を助ける勇気ある行動』である」と理解させる。

市教委への報告

関係機関との連携

継続的なかわり

いじめ発生後、学校が継続すべきこと

〈いじめられた生徒〉

- 安全・安心な登校の確保
- 気持ちを受容し、寄り添いながら見守る。

〈保護者〉

- 信頼関係を構築し、連携を強化。

〈いじめた生徒・保護者〉

- 規範意識の育成
- 人間関係づくりの改善
- 成長支援

常にいじめの未然防止に向けて積極的に取り組む

重大事案への対処・・・生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

- ・沼津市教育委員会に報告
- ・当該事案に対処する組織を設置する。
- ・調査の実施
- ・調査結果を、いじめを受けた生徒、保護者に対し、適切に情報提供する。

対策 委員会	市 アンケート	学校 アンケート	個人 面談等	関連する取組
毎月末 月曜日		6月 中旬 (予定)	6月 下旬 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・この年間計画をもとに、今年度の「いじめ防止基本方針」を見直す。 ・見直した「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。 ・個別の希望面談を実施する。 ・学年、学級活動を通じた人間関係づくりを行う。 ・教育相談を実施する。
毎月末 月曜日	10月 中旬 (予定)	11月 中旬 (予定)	11月 下旬 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校祭を通じた人間関係づくり。 ・学年集会や学活等の時間に、沼津市いじめアンケートの結果をもとに話をする。 ・生徒の組織である生活委員会でいじめについて話し合う。 ・ネット、SNSの危険性、情報モラルについて学活等で指導する。 ・教育相談を実施する。
毎月末 月曜日		2月 中旬 (予定)	2月 下旬 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会を開き、年間の取組を評価する。 ・指導記録の整理、いじめに関する情報を確実に引き継ぐための資料を準備する。 ・職員会議や終礼で情報を共有する。 ・今年度の取組の評価・改善点・来年度への引継ぎをする。
【いじめに関する研修】				
実施日：4/27		内容：生徒指導主事による「いじめ理解研修」		